令和６年度田子町店舗改修等事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　田子町内の空き店舗、空き家、空き地、住居及び既存店舗（以下「店舗等」という。）の活用を通じてまちの賑わいを創出するとともに、魅力ある商工業の振興及び地域経済の発展を促進することを目的に、町内の店舗等を新たな事業所や店舗として利用する、また、経営力の向上や地域経済の活性化を図るための事業拡大及び継続のために行う改修、増築及び新築工事（以下「工事」という。）に要する経費について、令和６年度の予算の範囲内において、田子町店舗改修等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、田子町補助金等の交付に関する規則（昭和４５年田子町規則第１９号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「空き店舗」とは、田子町内の店舗若しくは事業所又は建物内の各フロアの空き床であって、現在利用されていないものをいう。

（２）「空き家」とは、田子町内の居住を目的として建築した一戸建て住宅若しくは併用住宅又は作業小屋などであって、現在居住者がいないことが確認できるものをいう。

（３）「空き地」とは、田子町内の宅地及び雑種地であり利用目的がなく放置された状態にある土地をいう。

（４）「住居」とは、田子町内の居住を目的として建築した一戸建て住宅若しくは併用住宅であって、事業を営んでおらず居住者がいるものをいう。

（５）「既存店舗」とは、田子町内において現在事業を営んでいる店舗のことをいう。

２　共同店舗等については、テナントそれぞれが壁等で仕切られ出入口があり、独立している場合に限り、それぞれを一つの店舗とする。

（対象事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、店舗等において事業を開始する又は営んでいる個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）個人にあっては町内に住所を有するものとする。

（２）事業を開始する又は営んでいる店舗等において１年以上継続して営業できること。

（３）直近３カ年分の町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していないこと。

（４）１日３時間以上かつ週３日以上営業すること。

（５）補助の対象となる店舗等の所在区域において商店会団体等が組織されている場合にあっては、その構成員となり、地域イベント、商店会活動及び商店街活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、雇用の創出及びまちの活性化に有効な小売業、サービス業（宿泊業及び飲食サービス業を含む。）コミュニティビジネス（IT関連を含む。）を営むため又は営んでいる店舗等を施工する工事とする。

２　補助対象となる工事は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

（１）交付決定後に着手し、当該年度の２月末日までに工事を完了し、実績報告書

を提出できること。ただし、やむを得ない事情により、期限内の完成が困難となった場合は１月末日までに申出書を提出すること。町長は、その内容を精査し、適当と認めた場合は、３月末日までに工事を完了し、実績報告書を提出できることを条件に申出を認めることとする。

（２）集客向上及び売上向上の効果が望める内容の工事

３　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

（１）フランチャイズチェーン又はチェーンストアによる事業

（２）風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める営業

（３）政治的又は宗教的な活動を目的とするもの

（４）当該補助金が交付された年度を含む以降２年間を経過していない申請者

（５）当該年度において、他の補助事業等の交付の決定がなされた工事

４　事業を行う店舗等が併用住宅の場合は、店舗部分のみ補助対象とする。ただし、共用部分に関しては必要に応じて審査のうえ決定する。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び額は、別表に定めるとおりとする。

（補助金交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

（１）事業計画書

（２）定款、規約、会則等の写し（個人の場合は職務経歴書）

（３）法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類の写し（個人の場合は住民票）

（４）店舗等が賃貸である場合には賃貸借契約書の写し、売買である場合には土地・建物の登記事項証明書

（５）収支予算書

（６）見積書又は設計書、位置図、各種図面等 （写し可）

（７）施工前の写真又は工事箇所の写真

（８）許認可等証書又はその申請書類の写し

（９）第３条第２号に規定する税に係る納税証明書（本社機能を有する事業所の所在地が町外の場合にあっては、当該事業所の存する所在地の納税証明書又はその写し）又は当町の町税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書

（10）その他町長が必要と認める書類

２　申請者は、事業計画書作成について、田子町商工会等から事前に相談を受けられるものとする。

（補助の決定）

第７条　町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容について審査委員会による審査を行い、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとし、不適当と認めたときは、不交付を決定し、その旨申請者に通知するものとする。

（事業変更）

第８条　前条の規定により、交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ、田子町店舗改修等事業変更承認申請書（様式第３号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の２０％を超える増減

（２）事業内容の重要な変更

２　町長は、前項の申請書を受理し、適当と認めたときは、補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第９条　補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに田子町店舗改修等事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請書を受理し、適当と認めたときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第６号）により通知するものとする。

（補助対象事業の実績報告）

第１０条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月末日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第７号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）収支決算書

（２）事業実績を確認することができる領収書等

（３）事業内容を確認することができる（施工中・施工後）工事写真帳等

（４）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第８号)により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　補助金の請求は、補助金請求書（様式第９号）を町長に提出して行うものとする。

（補助金の支払い）

第１３条　町長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、３０日以内に補助金を交付するものとする。

（関係書類の保管）

第１４条　補助事業者は補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して、５年間保存しなければならない。

　（交付決定及び交付額の確定の取消し）

第１５条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第７条の交付決定及び第１１条の交付額の確定を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定及び交付額の確定を受けたとき。

（２）店舗の営業開始１年未満で営業を休止、又は廃業したとき。既存店舗においては事業完了の日から起算して１年未満で営業を休止、又は廃業したとき。

（３）この要綱に違反する事実があったとき。

（補助金の返還）

第１６条　町長は前条の規定により、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消したときは、その旨を当該補助事業者に対し書面により速やかに通知するものとし、すでに補助事業者に対して補助金を交付しているときは、期限を定めてその全額の返還を命じるものとする。

（報告義務）

第１７条　補助事業者は、補助金の交付の対象となった店舗を営業開始後２年未満で営業を休止し、又は廃業するときは、補助金廃業（休止）届（様式第１０号）を町長に提出しなければならない。

　（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　附　則

この要綱は、令和６年４月１８日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額 |
| 店舗等の工事に要する経費のうち、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等に要する経費並びに建物本体又は建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む。） | ５分の４ | １，０００千円 |

備考：補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。